平成２９年（フ）第９１号
秋田県湯沢市西愛宕町11番10号
債務者　佐々木真理子
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２９年（フ）第１０１号
三重県志摩市阿児町鵜方1103番地１　ハイツ千代屋110号
債務者　寺尾　友樹
1　決定年月日時　平成29年11月16日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２９年（フ）第１９２号
岡山県倉敷市羽島339番地１　市営羽島団地９号
債務者　瀬川　絵美
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第９５号
福岡県京都郡苅田町新津２丁目10番地10（エトワールおばせ402号）
債務者　鹿田　大樹
1　決定年月日時　平成29年11月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２９年（フ）第４５８７号
大阪府八尾市旭ヶ丘４丁目24番地　シャルル・コート・ラペ411号
債務者　上野　弘樹
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４８１７号
大阪府茨木市新郡山１丁目13番306号
債務者　山根　優駿
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１８０号
沖縄県うるま市石川東恩納967番地５　ミルト・モーゲンⅡ　102
債務者　中村　　敢
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月17日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第９０号
栃木県小山市駅南町３―15―１　丸仙ビル２階201号室、住民票上の住所青森県上北郡野辺地町字白岩37番地53
債務者　大溝　昇平
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月12日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２９年（フ）第６２号
長崎県島原市上の原３丁目6617番地11
債務者　松尾　史子
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月12日午前11時
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２９年（フ）第９９号
栃木県小山市若木町３丁目４番18号　ラ・セゾン・ソレイユ305号、従前の住所群馬県館林市西高根町33番地の15
債務者　須永　　亮
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月16日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２９年（フ）第１９９号
愛知県豊橋市王ヶ崎町字宮脇49番地（６―201）
債務者　藤本　修二
1　決定年月日時　平成29年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月15日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第２００号
愛知県豊橋市緑ケ丘２丁目10番地１（D―604）
債務者　湯口　忠一
1　決定年月日時　平成29年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月15日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第２０９号
愛知県豊橋市前芝町字西青11番地12、従前の住所愛知県豊橋市前芝町西青83番地１（102）
債務者　晴山　　勝
1　決定年月日時　平成29年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月15日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第２１１号
愛知県田原市田原町西鎌田３番地１　西鎌田住宅14―101号、従前の住所愛知県田原市片西２丁目25番地
債務者　河合　邦子
1　決定年月日時　平成29年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月15日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第３７９号
岡山市中区海吉1199番地５　海吉コーポ西２号室
債務者　島田　俊宏
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月24日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部